

## 政権公約評価特別委員会 活動経過報告

### 1 民主党の政権政策（たたき台）（11/28発表）に対する申し入れ

（12月7日）

申し入れ先 民主党：赤松広隆 政権政策委員長（副代表）、松本剛明 政策調査会長

別添1…「民主党政権政策委員会の「政権政策（たたき台）」に関する申し入れ」

参考1…民主党政権政策の基本方針（政策マグナカルタ）と「たたき台」比較

### 2 自由民主党 選挙制度調査会において公職選挙法改正を要請

（12月20日）

自由民主党選挙制度調査会

（鳩山邦夫会長、舛添要一会長代理、後藤田正純事務局長）

別添2…「統一地方選挙における政権公約（マニフェスト）型選挙のさらなる推進のための公職選挙法改正に関する決議」

参考2…自民党選挙制度調査会（12/20）における配布資料

「首長選挙におけるビラの頒布解禁のための公職選挙法改正案について（概要）」

## 民主党政権政策委員会の「政権政策(たたき台)」に関する申し入れ

貴党の政権政策委員会が公開された「政権政策(たたき台)」について、以下の点について要望する。

### 1 消費税の「税込全額を、年金財源(基礎部分)に充当する」とされていることについて

真の地方分権改革の実現のためには、地方が地方交付税に依存せず、自らの税金で自主的な財政運営が可能な自治体となることが不可欠である。

私たちは、税込格差の縮小、地域間格差の是正、それに伴う住民サービスの向上を図るため、所得税、法人税と並んで基幹税である消費税について、地方消費税分の引き上げによる地方財源の充実を要望している。また、現行においても消費税の1%分は地方消費税として地方の貴重な一般財源となっている。

消費税のすべてを年金財源化することは、自主的な財政運営を目指す私たちの改革とは、趣旨を異にするものであり再考をお願いしたい。

### 2 「個別補助金は基本的に全廃し、地方交付税を含め、地方固有の財源として地方自治体に一括交付する」とされていることについて

私たちは、あくまでも国庫補助負担金の削減に伴う税源移譲を求めるものである。

また、地方交付税については、地方の固有財源であることから、国の一般会計を通さずに、特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」への改革が必要と考えている。

一括交付金化という手法は、国に財源と配分権限が残る限り、政策誘導的な性格は変わらず、地方固有の財源としての改革とは言い難いものであり再考をお願いしたい。

### 3 「都道府県は将来的に地方公共団体から外し、最終的には国と基礎自治体による二層制の新たなる「国のかたち」をめざす」とされていることについて

都道府県は、今後、ますます広域化、複雑化する国民生活に適切に対応し、環境行政、産業政策、地域交通、土地利用、国土管理、高校教育など、広域的な幅広い行政を直接担うとともに、住民福祉や消防などを中心とした地域住民により密接な行政を担う基礎自治体を補完し、国民生活の実態に応じた住民自治を拡大し、基礎自治体の団体自治を補完するものであり、不可欠である。

国と基礎自治体による二層制は、真の地方分権改革を目指す「国のかたち」として適切でなく、再考をお願いしたい。

平成18年12月7日

## 民主党政権政策の基本方針(政策マグナカルタ：H18.12.18)と「たたき台」比較

### 【Ⅱ. =社会保障=】

#### 3. 社会保障の抜本改革と消費税の福祉目的税化

社会保障制度の抜本的な改革を実現する。

消費税は福祉目的以外には使わない原則を定め、それにより、公正で安定した社会保障制度と国民に対し税負担とその用途を明確に示す仕組みを確立する。消費税は、現行の税率5%を維持し、税込全額を年金財源(基礎部分)に充当する。

⇒ たたき台からの変更なし

### 【Ⅶ. =分権・自治=】

#### 4. 個別補助金の廃止

中央官僚支配の源泉、利権の温床となっている中央からの個別補助金は基本的に全廃する。地方交付税を含め、地方固有の財源を保障する真の地方自治を実現する。さらに中央・地方とも補助金に関わる人件費と経費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげる。

たたき台

#### 4. 個別補助金の廃止

中央官僚支配の源泉、利権の温床となっている中央からの個別補助金は基本的に全廃し、する。地方交付税を含め、地方固有の財源として地方自治体に一括交付する。それにより、を保障する真の地方自治を実現する第一歩とする。さらに中央・地方とも補助金に関わる人件費と経費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげる。

### 【Ⅶ. =分権・自治=】

#### 2. 基礎的自治体の整備

地方分権国家を担う母体を「基礎的自治体」とし、全国を300程度の基礎的自治体で構成する。

「基礎的自治体」が生活に関わる行政サービスをはじめ、できる事務事業は全て行えるよう、権限と財源を大幅に移譲し、国と基礎的自治体による新たな「国のかたち」をめざす。

たたき台

#### 2. 基礎的自治体の整備

「地方分権国家」を担う母体を「基礎的自治体」とし、全国を300程度の基礎的自治体で構成する。

「基礎的自治体」が生活に関わる行政サービスをはじめ、できる事務事業は全て行えるよう、権限と財源を大幅に移譲し、体制を整備する。

都道府県は将来的に地方公共団体から外し、最終的には国と基礎的自治体による二層制の新たな「国のかたち」をめざす。

## 統一地方選挙における政権公約(マニフェスト)型選挙のさらなる推進のための公職選挙法改正に関する決議

前回(平成15年4月)の統一地方選挙で、政権公約(マニフェスト)を掲げる首長候補者が登場して以来、この流れは全国に広まるとともに、平成15年11月の総選挙では、各政党が政権公約を掲げるに至った。

しかしながら、平成15年の公職選挙法の改正により、国政選挙においては、政党に限り政権公約の配付が可能となったが、「首長選挙では政権公約の配付が法律に規定されていない」「配付場所が限定されている」等の制約があり、政権公約型選挙の遂行に大きな妨げとなっている。

来年春の統一地方選挙においては、有権者が身近な選挙として関心を深め、政策本位で候補者が選ばれるよう政権公約を正式な選挙文書として有権者に配布できるようにする必要がある。

我々は、「真の政権公約型選挙の定着」に向けて、現在開会中の臨時国会において、以下の内容の公職選挙法改正を強く要請する。

### 1 首長選挙における政権公約(ビラ、パンフレット及び書籍)頒布の許容(第142条及び第142条の2関係)

首長選挙においても政権公約型選挙を可能とするため、これらの選挙においても政権公約頒布を可能とすべき。

### 2 政権公約(パンフレット及び書籍)の頒布場所の拡大(第142条の2関係)

選挙事務所内、演説会場、街頭演説の場所に限らず、政党本部及び支部、街頭等での頒布も可能とすべき。

以上決議する。

平成18年10月24日

全 国 知 事 会

## ○首長選挙におけるビラの頒布解禁のための 公職選挙法改正案について（概要）

平成18年12月20日  
選挙制度調査会

### 1. 都道府県知事及び市町村長の選挙において、選挙運動用のビラの頒布を認めることとする。

これにより、候補者は、当該都道府県又は市町村における重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等をビラに記載し、これを選挙運動として頒布することが可能となる。

※国政選挙におけるマニフェスト…書籍又はパンフレット（2枚以上の紙を綴じたもの）。

ビラ…1枚の紙。両面印刷した紙を二つ折りにしたもの（リーフレット）を含む。

### 2. 都道府県知事及び市町村長の選挙において頒布できるビラの枚数について、法律で制限を設ける。

- ・都道府県知事の選挙…10万枚～30万枚

（※当該都道府県内の衆議院小選挙区数による）

- ・政令指定都市の市長の選挙…7万枚
- ・政令指定都市以外の市の市長の選挙…1万6千枚
- ・町村長の選挙…5千枚

※規格・記載事項・証紙の貼付等について、国政選挙におけるビラに関する現行法の規制と同様の規制を行う。

### 3. ビラの作成費用については、都道府県知事及び市長の選挙においては、条例で定めるところにより、無料とすることができることとする（任意的選挙公営制度）。

※任意的選挙公営制度…現行法でも、都道府県知事及び市長の選挙におけるポスター作成費用については、条例で定めるところにより、無料とすることができる（公職選挙法第143条第15項）。